

福岡県公報

平成24年1月11日
第3348号

目次

告示 (第26号-第33号)

- 土地改良区の換地処分 (農村整備課) 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課) 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 農業振興地域の区域の変更 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 5
- 土地改良区の役員の就任 (農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 5

公告

- 指定管理者の指定 (障害者福祉課) 6
- 指定管理者の指定 (自然環境課) 6
- 指定管理者の指定 (公園街路課) 6
- 指定管理者の指定 (福祉総務課) 7
- 指定管理者の指定 (県民文化スポーツ課) 7
- 指定管理者の指定 (林業振興課) 7
- 指定管理者の指定 (林業振興課) 8
- 福岡県卸売市場整備計画 (園芸振興課) 8
- 建設業法に基づく監督処分 (建築指導課) 37
- 建設業法に基づく監督処分 (建築指導課) 37

教育委員会

- 指定管理者の指定 (教育庁社会教育課) 38

- 指定管理者の指定 (教育庁体育スポーツ健康課) 38
- 指定管理者の指定 (教育庁体育スポーツ健康課) 38
- 公安委員会**
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) 38
- 再 掲**
- 福岡県職員採用選考試験 (追加募集) の実施 (人事委員会事務局任用課) 40

告示

福岡県告示第26号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
赤熊土地改良区	田川市大字伊田 (赤熊地区)	平成23年12月9日

福岡県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年12月22日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町甲田、原町 (山川地区中原・佐野換地区)	換地計画書の写し	平成24年1月11日から 平成24年2月8日まで	みやま市役所 山川支所

福岡県告示第28号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277-1	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報1月号	雑誌05167-1	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント1月号	雑誌05267-1	株式会社竹書房	

福岡県告示第29号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年12月13日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人ひびお
 - 代表者の氏名
日比生 健
 - 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条4丁目2番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、医療や介護を必要とする人々、その他の支援を必要とする人々に対して、自立や発達に必要な事業を行い、生き生きとした日々を過ごせる地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第30号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第980号）により指定した筑後農業振興地域の区域及び農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した瀬高農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県筑後農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

農業振興地域名及び変更後の農業振興地域の範囲

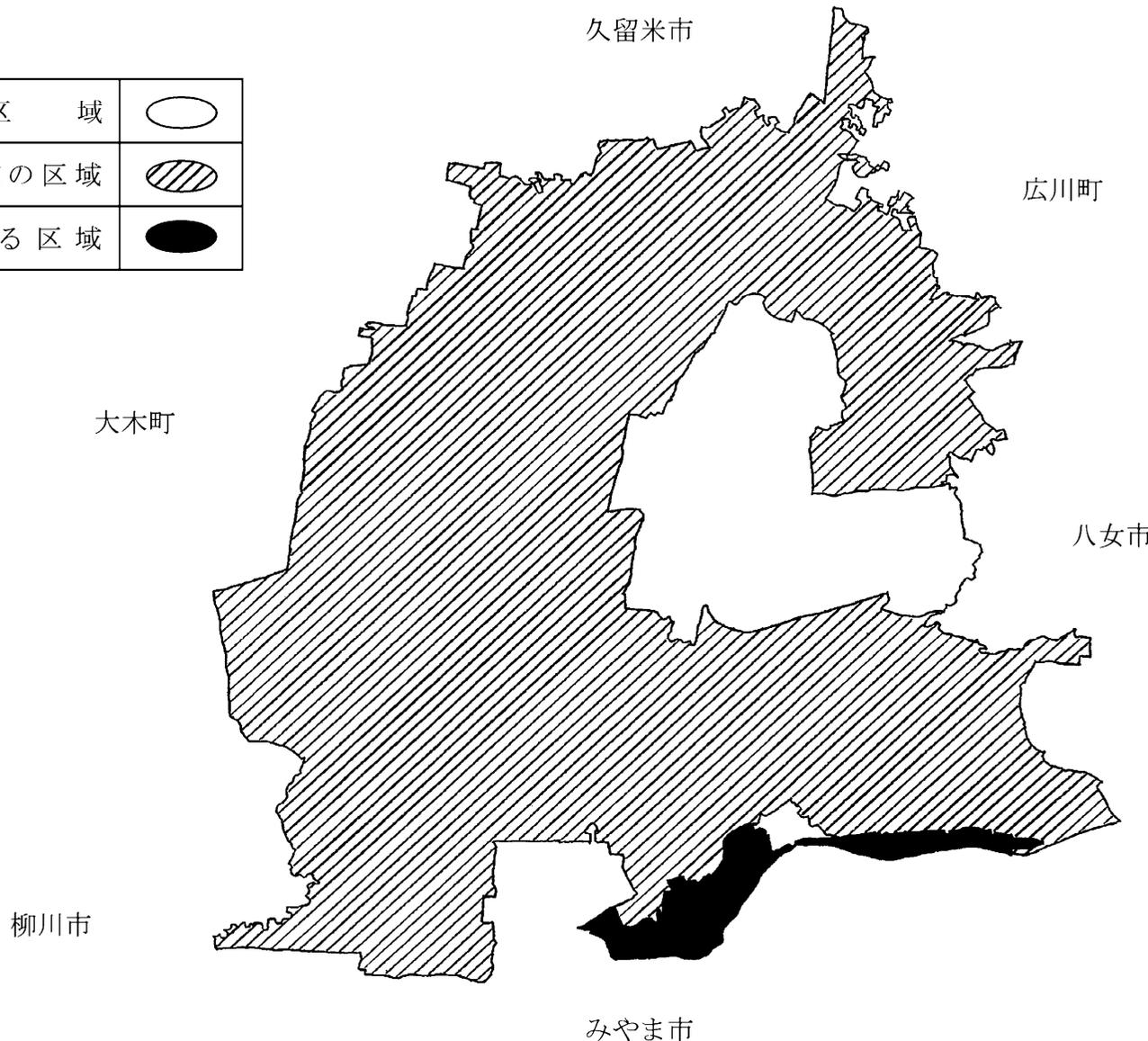
農業振興地域名	変更後の農業振興地域の範囲
筑後地域	別図1の斜線部分に該当する土地の区域
瀬高地域	別図2の斜線部分に該当する土地の区域

別図 1

筑後農業振興地域の区域を表示した図面

(筑後市)

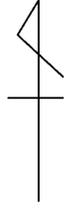
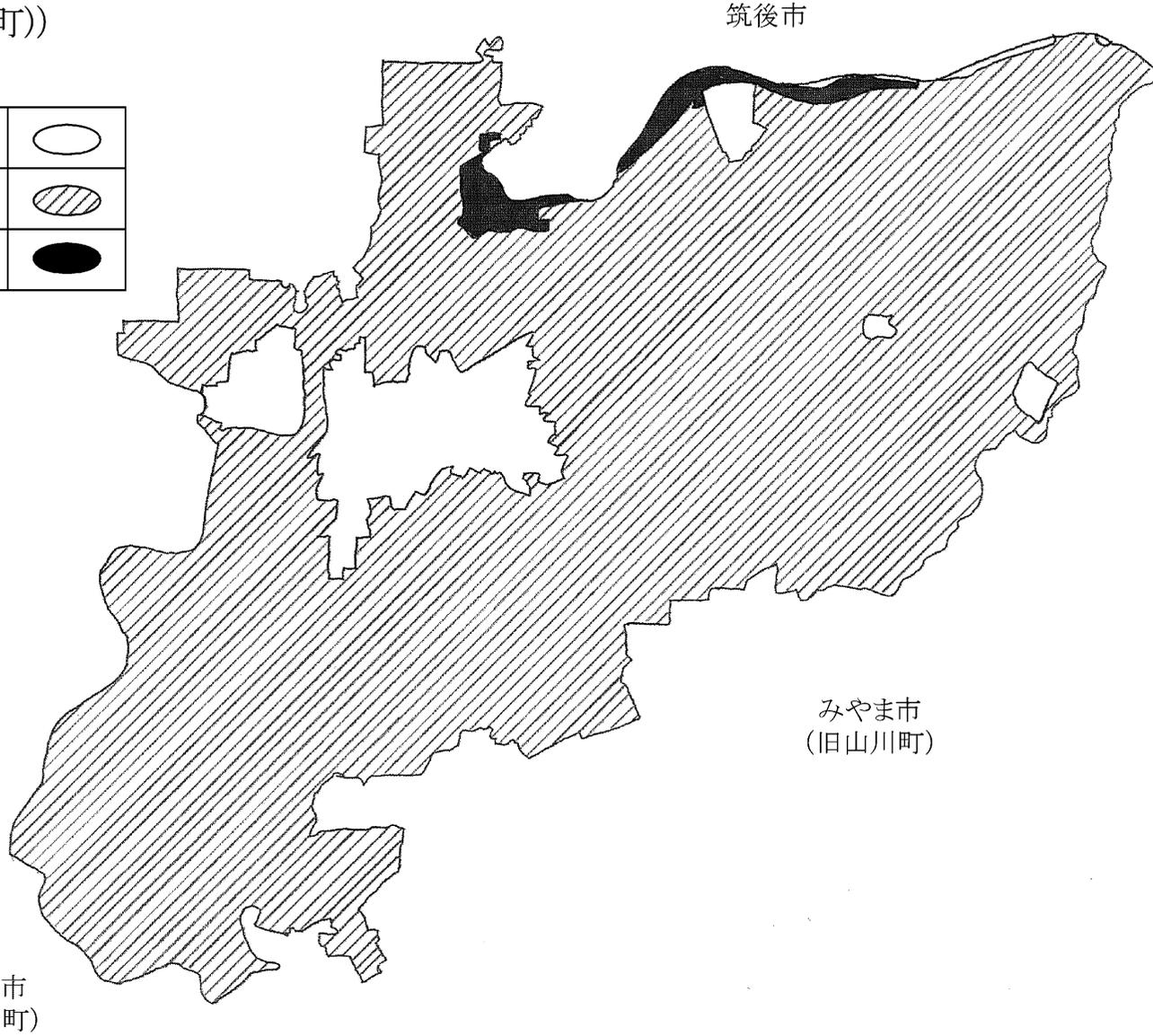
凡	行政区域	
	農業振興地域の区域	
例	今回除外する区域	



別図 2

瀬高農業振興地域の区域を表示した図面 (みやま市(旧瀬高町))

凡	行政区域	
	農業振興地域の区域	
例	今回除外する区域	



八女市

筑後市

柳川市

みやま市
(旧山川町)

みやま市
(旧高田町)

福岡県告示第31号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字大木元1099の1、字後ノ迫2810、2812の1、字高場2855、2858、2867の1、字経塚2887、字落合3121、3123の1、3129

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第32号

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
倉富秀敏	久留米市田主丸町森部676番地

福岡県告示第33号

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
藤木安夫	柳川市有明町303番地51
堤正友	〃 〃 752番地1
山田正文	〃 〃 99番地
中村敏昭	〃 〃 1037番地2
森田軍治	〃 〃 748番地3
江口正博	〃 〃 1952番地7
松藤清治	〃 〃 2280番地
倉本勝規	〃 大浜町15番地1
竹下日出生	〃 〃 345番地26
古賀國雄	〃 〃 313番地4
矢ヶ部明	〃 〃 657番地2
笠間時雪	〃 〃 934番地6
亀崎敏彦	〃 〃 934番地23
田中一磨	〃 〃 1816番地24
高口美知次	〃 〃 1816番地11
亀崎英和	〃 〃 1642番地44
山田政徳	〃 〃 1025番地1
山田政美	〃 〃 1108番地1

龍 一 広	柳川市矢留本町523番地3の4
松 本 源 次	〃 上宮永町915番地2
龍 利 水	〃 吉富町499番地12
平 川 廣 一	〃 佃町1820番地

2 退任監事

氏 名	住 所
山 田 茂	柳川市有明町1056番地2
猿 渡 昭 光	〃 大浜町2028番地15
山 田 紀 磨	〃 下宮永町1016番地2

3 就任理事

氏 名	住 所
藤 木 安 夫	柳川市有明町303番地51
山 田 正 文	〃 〃 99番地
山 田 茂	〃 〃 1056番地2
成 清 政 典	〃 〃 1557番地1
江 口 正 博	〃 〃 1952番地7
倉 本 勝 規	〃 大浜町15番地1
矢ヶ部 明	〃 〃 657番地2
亀 崎 敏 彦	〃 〃 934番地23
梅 崎 豊 廣	〃 〃 2028番地38
古 賀 光 次	〃 〃 1766番地19
山 田 政 徳	〃 大浜町1025番地1
山 田 政 美	〃 〃 1108番地1
龍 一 広	〃 矢留本町523番地3の4
松 本 源 次	〃 上宮永町915番地2
龍 利 水	〃 吉富町499番地12
平 川 廣 一	〃 佃町1820番地

4 就任監事

氏 名	住 所
江 口 重 信	柳川市有明町1175番地
猿 渡 昭 光	〃 大浜町2028番地15
山 田 紀 磨	〃 下宮永町1016番地2

公 告

公告

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第18条の2第1項の規定に基づき、福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者を指定したので、同条例第18条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小 川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県身体障害者授産指導所	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目11番1号	社会福祉法人福岡コーニー	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県平尾台自然観察センター条例（平成12年福岡県条例第25号）第3条の規定に基づき、福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小 川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台一丁目1番1号	ハートランド平尾台株式会社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、福岡県営都市公園及び旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県営東公園	福岡市博多区板付五丁目11番2号	東洋緑地建設株式会社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営西公園	福岡市中央区白金一丁目21番16号	にしてつグループ公園管理団体（代表団体 株式会社西鉄グリーン土木）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営大濠公園（大濠公園能楽堂を除く。）			
福岡県営名島運動公園	宗像市日の里二丁目11番地1	宗像緑地建設株式会社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市中央区渡辺通五丁目4番3号	A・D・都市造園グループ（代表団体 株式会社都市造園）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
旧福岡県公会堂貴賓館	大阪市中央区南船場二丁目3番2号	A・D・都市造園グループ（代表団体 イオンデイライト株式会社）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営春日公園	福岡市博多区千代一丁目17番1号	西部ガス・ファイブ共同事業体（代表団体 西部瓦斯株式会社）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条第1項、第8条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条の2第3項、第8条の2第3項及び第11条の2第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県男女共同参画センター	春日市原町三丁目1番地7	公益財団法人福岡県地域福祉財団	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県人権啓発情報センター			
福岡県総合福祉センター			

公告

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第3条の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立あまぎ水の文化村	朝倉市矢野竹831番地	財団法人あまぎ水の文化村	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県立森林公園条例（昭和51年福岡県条例第24号）第3条の規定に基づき、福岡県立四王寺県民の森及び福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	

福岡県立四王寺 県民の森	福岡市中央区天神三丁 目10番25号	福岡県森林組合連合会	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
福岡県立夜須高 原記念の森	福岡市南区野間三丁目 7番20号	九州林産株式会社	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで

公告

福岡県緑化センター条例（昭和59年福岡県条例第4号）第4条の規定に基づき、福岡県緑化センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生 田1125番地	社団法人福岡県樹芸組 合連合会	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで

公告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする福岡県卸売市場整備計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり、その内容を公表する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

福岡県卸売市場整備計画

第1 目標年度 平成27年度（基準年度） 平成20年度）

第2 基本的な考え方

卸売市場は、我が国の生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとして、国民の生命・健康に直接関わる食料を円滑かつ安定的に供給するという公的な役割を担っている。出荷者は安定的な販路としての、また、需要者は安定的な調達先としての役割に大きな期待を有しており、生鮮食料品等の基幹的な流通ルートとして、今後とも健全に発展し、その機能を発揮していくことが不可欠である。

そのため、これまでの食料の消費・生産動向や将来の食料の消費・生産予測に加え、産地の大型化などの卸売市場をめぐる情勢や川上・川下ニーズの変化等に対処して、将来を見据えた市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化及びそれを支える市場全体としての経営戦略的視点からの運営体制の整備、卸売市場の再編、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化等を推進する。

第3 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

ア 青果物

青果物は、高齢化の進展、健康志向の高まりなどを背景として、全国的に食育や地産地消が見直され、安全性や安心に対する要求が高まる一方で、独居世帯の増加による外食・中食等の食の外部化、食生活の簡便化志向が強まるなど消費者の購買形態が多様化している。

このような中で、今後、消費者ニーズに対応した商品づくりや価格設定などの取組を通じて青果物需要の喚起が図られるが、1人当たりの需要量は減少傾向が続く、消費人口の減少と相まって需要量は減少するものと見込まれる。

表1 青果物の需要の見通し

品目	区分	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	増減率 (H27/H20) %
野菜	需要量 (トン)	633,014	571,989	90.4
	1人当たり需要量 (kg)	123.7	113.5	91.8
果実	需要量 (トン)	308,575	286,750	92.9
	1人当たり需要量 (kg)	60.3	56.9	94.4

需要量：人口×1人当たり需要量

1人当たりの需要量：農林水産省「食料需給表」（粗食料）より

(注) 平成27年度の数値は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

野菜はいも類を含み、果実的野菜（メロン、すいか、いちご）は含まない。
果実は果実的野菜を含む。

イ 水産物

水産物は、伝統的な食文化や健康・安全志向を背景に根強い需要があるものの、生活様式の様式化や食習慣の変化等により若い世代を中心に魚離れ現象が進んでいる。

今後は、食育の推進等により、健康的な食材である水産物に対する評価が高まることにより、1人当たりの需要量の減少傾向は緩和されることが期待できるものの、需要量は減少するものと見込まれる。

表2 水産物の需要の見通し

品目	区分	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	増減率 (H27/H20) %
水産物	需要 (トン)	291,689	246,955	84.7
	1人当たり 需要量 (kg)	57.0	49.0	86.0

需要量：人口×1人当たり需要量

1人当たりの需要量：農林水産省「食料需給表」(粗食料)より

(注) 平成27年度の数値は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

ウ 食肉

BSEの発生による消費者の牛肉離れは解消し、需要は発生前の水準まで回復したが、長引く景気の低迷から和牛肉の需要が減少し、交雑種や豚肉需要に移行した。

さらに、牛肉の生食が原因で発生した食中毒事件や暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された牛肉が市場に出回ったことにより、消費者の牛肉離れに拍車がかかっている。今後、景気の回復や原発事故の終息とともに牛肉需要は回復すると見込まれるが、食肉全体の需要量は、高齢化による個人消費量の減少などから、やや減少するものと見込まれる。

表3 食肉の需要の見通し

品目	区分	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	増減率 (H27/H20) %
食肉	需要 (トン)	141,238	133,044	94.2
	1人当たり 需要量 (kg)	27.6	26.4	95.7

需要量：人口×1人当たり需要量

1人当たりの需要量：農林水産省「食料需給表」(粗食料)より

(注) 平成27年度の数値は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

エ 花き

切花・鉢物の需要量は、景気低迷により減少傾向で推移している。

今後、花きの魅力や効用に関する情報発信や花育の推進など新たな需要創出に向けた活動を行うものの、需要量の低下は続くと予想される。

花壇用苗物は、ガーデニングの普及・定着により平成13年までは増加していたが、近年は1人当たりの購買数が減少しており、今後も需要量の低下が見込まれる。

表4 花きの需要の見通し

品目	区分	平成20年 (基準年)	平成27年 (目標年)	増減率 (H27/H20) %
切花	需要量 (千本)	228,745	188,984	82.6
	1人当たり需要量 (本)	44.7	37.5	83.9
鉢物	需要量 (千鉢)	11,257	6,552	58.2
	1人当たり需要量 (鉢)	2.2	1.3	59.1
花壇苗	需要量 (千本)	17,399	10,078	57.9
	1人当たり需要量 (本)	3.4	2.0	58.8

需要量：人口×1人当たり需要量

1人当たりの需要量：農林水産省「花き卸売市場調査」より

(注) 平成27年の数値は、花きについては経済状況の影響を受けやすいことから、平成15年から20年の数値をもとに推計。

(2) 供給の現状と見通し

ア 青果物

本県では、恵まれた自然条件のもと農業者のたゆみない努力によって全国に誇れる青果物が数多く産出されており、特に、いちご、青ねぎ、なす、かき等は全国でもブランド品目として取り扱われている。

県内の卸売市場には、県内で生産される豊富な地場ものの安定供給が確保されるとともに、道路等交通網の整備、鮮度保持技術の進展などにより他県産並びに輸入青果物についても、安定的に集荷されることが見込まれる。

しかし一方では、全国規模の農協合併の動きを受け産地の大型化が進む中で、出荷ロットの大型化、安定的な出荷先の確保が進められており、今後ますます大都市中央卸売市場などの集荷販売力の強い大型の市場へ集約化が進んでいくことが予想される他、産地と小売店や実需者との間での直接取引、消費者への直接販売等、販売の多元化が進むことも予想される。

イ 水産物

本県は、筑前海、豊前海、有明海と三方を海に囲まれるとともに、筑後川、矢部川などの一級河川を有し、海域や地域の特性に応じた漁業生産が行われている。

漁業生産量は、日本海西部九州西海域各県で平成21年度から取り組んでいる資源回復計画の効果により、アジ、サバ、イワシの漁獲量の増加が期待できるものの、沿岸、沖合漁業全体としては横ばい傾向が予想される。

輸入水産物については、輸入元国の国内需要の増加や資源状況の悪化等により減少傾向にあり、中長期的に不安定な要素をはらんでいる。

ウ 食 肉

本県の肉用牛飼養頭数はわずかに減少し、豚飼養頭数はほぼ横ばいで推移する中、食肉輸入量は増加傾向にあり、食肉の供給は安定している。

今後、県内の生産量は、牛肉でわずかに減少、豚肉で横ばいの傾向は変わらないと見込まれる。また、BSEの発生から大幅に減少していた米国産牛肉の輸入量が回復傾向にあり、食肉は安定供給されるものと見込まれる。

エ 花 き

本県は、恵まれた気候条件を活かして、キク、バラ、洋ラン、トルコキキョウ等多品目の花が生産され、ツツジ、ツバキ等の花木の一大産地を形成するなど全国有数の花き生産県である。

現在、多様化が進む消費者ニーズに対応するため、高級花から日常生活で楽しむ花まで幅広い花き生産が行われており、今後県内生産量の伸びが予想されるほか、他県産や輸入花の増加により安定的な供給が見込まれる。

(3) 卸売市場流通及び卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

ア 卸売市場流通の現状と見通し

(ア) 青果物

本県は、福岡、北九州の2つの都市圏を擁する消費県であるとともに、筑後地域などの有力な産地を抱える生産県でもあるため、県内には、大消費地への青果物の供給源としての役割を担う市場や産地との結びつきの強い市場などが共存している。

県内青果市場の取扱量については、これまで野菜がほぼ横ばい、果実が漸減傾向で推移してきたが、今後大規模な中央卸売市場への集約化が進むとともに、県内外の生産量が減少することから、青果物の取扱は減少することが見込まれる。

表5 青果卸売市場の取扱状況

(単位：百万円、トン、%)

区分	年 度					対比(H27/H20)
	平成11年度	平成15年度	平成20年度	平成27年度		
野 金 額	94,137	87,659	84,186	—	—	
菜 数 量	532,369	509,289	505,981	460,263	91.0	
果 金 額	55,212	47,005	42,705	—	—	
実 数 量	236,515	219,318	186,516	139,698	74.9	

資料：「中央卸売市場年報」・「地方卸売市場実態調査」

(注) 平成27年度の取扱数量は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

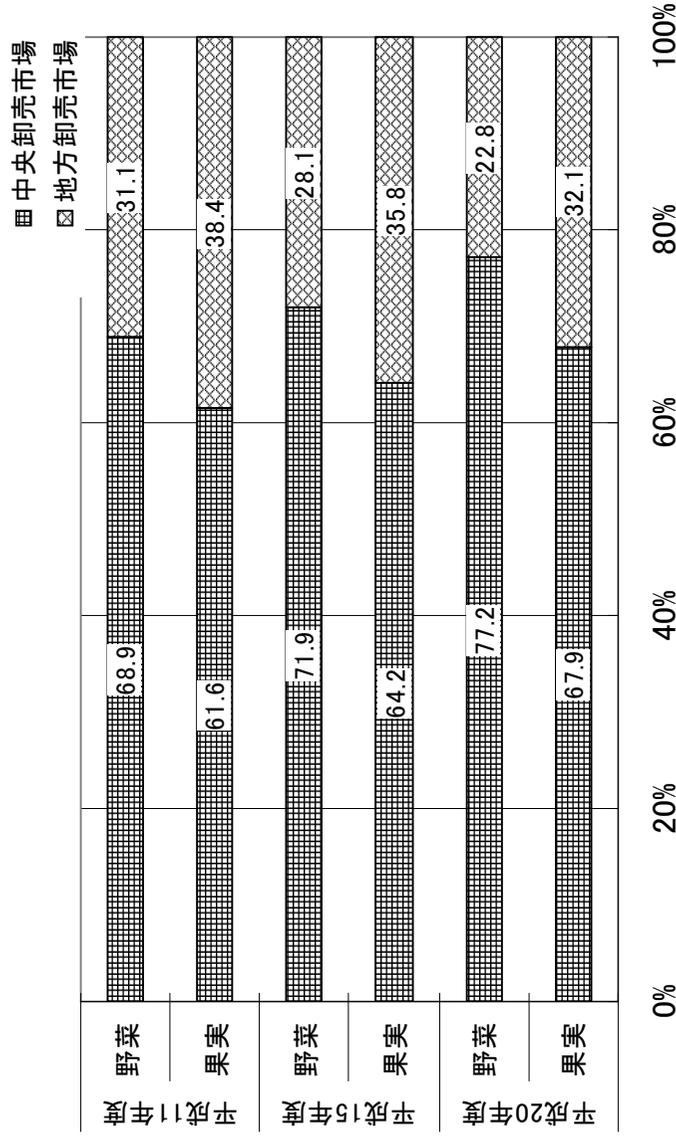


図1 中央・地方卸売市場等取扱量の状況

(1) 水産物

本県は、福岡、北九州の2つの都市圏を擁する消費県であるとともに、多種多様な水産物が水揚げされる生産県でもある。その基幹的な市場である福岡市中央卸売市場鮮魚市場は、産地市場と消費地市場の機能を併せ持ち、県内卸売市場取扱量の5割以上を占めるが、当市場の入荷量を左右する青物や中国船の水揚げ減少等の影響を受け取扱量が減少している。

今後の県内水産市場の取扱量については、平成21年度から日本海の沿岸・沖合漁業者が取り組んでいるアジ、サバ、イワシの資源回復計画の効果により青物の増加は期待できるものの、水産物全体としては減少が見込まれる。

表6 水産物卸売市場の取扱状況

(単位；百万円、トン、%)

区分	年度	平成11年度	平成15年度	平成20年度	平成27年度	対比(H27/H20)
	水産物	金額	199,077	154,651	120,730	—
数量		330,733	265,086	197,716	170,241	86.1

資料：「中央卸売市場年報」・「地方卸売市場実態調査」

(注) 平成27年度の取扱数量は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

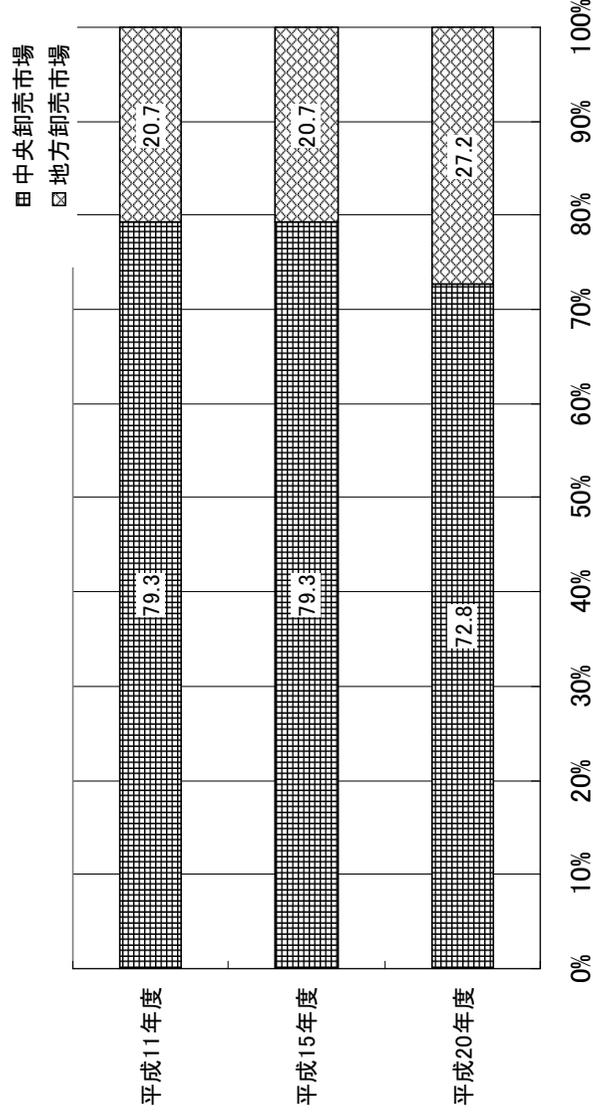


図2 中央・地方卸売市場等取扱量の状況

(ウ) 食肉

本県は、九州・山口地区における大消費地であり、九州唯一の中央卸売市場が福岡市により開設されている。

県内には、5か所の公営・民営と畜場があり、また、農協系統のJA全農ミートフーズ株式会社では、系統共販の基幹施設として、独自の加工・配送を行っているため、食肉は、青果物や水産物に比べ市場外流通の割合が高い。

今後は、消費者の食の安全・安心への関心の高まりから、近代的な施設を有する福岡市中央卸売市場食肉市場が流通拠点としての役割を担うことにより、市場流通量の伸びが見込まれる。

表7 食肉卸売市場の取扱状況

(単位：百万円、トン、%)

区分	年度	平成11年度	平成15年度	平成20年度	平成27年度	対比 (H27/H20)
	食	金額	11,865	12,425	11,783	—
肉	数量	14,581	15,369	13,087	13,973	106.8

資料：「福岡市中央卸売市場年報」・「福岡市中央卸売市場整備計画」

(注) 平成27年度の取扱数量は、平成11年度から20年度の数値をもとに推計。

(エ) 花き

県内花き市場の切花の取扱状況は、市場外流通の増加や景気低迷に伴う需要低下が見られるものの、流通圏の広域化が進み、ほぼ横ばいで推移している。今後の取扱数量も現状維持が見込まれる。

鉢物の取扱状況は、景気低迷に伴い、業務用・贈答用の大型鉢物の需要が低下しており、取扱数量は減少している。今後、低価格のホームユース用の小型鉢物の需要の増加

が見込まれるもの、取扱数量は減少するものと見込まれる。

花壇苗の取扱状況は、ガーデニングの普及により増加していたが、需要者の定着と、1人当たりの購買鉢数の減少から、近年は低下している。ガーデニングの定着は見られないものの、取扱数量は減少すると見込まれる。

表8 花き市場の取扱状況

(単位：百万円、千本・千鉢、%)

区分	年						対比(H27/H20)
	平成11年	平成15年	平成20年	平成27年			
切花	金額	17,042	15,846	15,618	—	—	—
	数量	320,186	297,718	291,235	283,907	97.5	97.5
鉢物	金額	9,270	8,887	8,039	—	—	—
	数量	21,564	28,138	27,366	23,775	86.9	86.9
花壇苗	金額	2,238	1,864	1,852	—	—	—
	数量	45,419	50,141	43,377	31,711	73.1	73.1

資料：農林水産省「花き卸売市場調査」

(注)平成27年の取扱数量は、花きについては経済状況の影響を受けやすいことから、平成15年から20年の数値をもとに推計。

イ 卸売市場を経由しない流通の現状と見通し

卸売市場を経由しない流通については、量販店・外食・中食業者等の大型実需者との契約取引、輸入農産物等の商社による直接取引、インターネットなどを利用した産直販売、朝市・直売所等での販売などがある。

しかし、一方で市場外流通には、天候等自然条件に左右され、必要量が揃わないことがあること、代金決済期間が長いこと、出荷者への出荷量・品質・価格等の要求が厳しいこと、残品、返品、返品のリスク負担が大きくなること等の問題点があり、現在、市場外から生鮮品の調達をしている実需者も、それぞれの取引規模は小さく、必要量の大半は、市場からの仕入れを行っているのが実態である。

今後、市場外流通は、種々の形態で行われていくことが予想されるが、安定した価格形成・品揃え・早期決済などの面において依然として卸売市場流通が生鮮食料品等流通の中心的な役割を果たしつつ、市場流通と市場外流通がそれぞれの特徴を發揮しながら生鮮食料品等の供給が図られていくものと考えられる。

2 品目別流通圏の設定

道路交通網の整備、低温輸送の進展等により、生鮮食料品等の流通が広域化していることから、県内における生鮮食料品等の流通実態、人口の集中状況、都市形成の状況など社会的、経済的、自然的諸条件や日常生活における住民と地域の密着の度合いを勘案し、青果、水産物については、中央卸売市場を核とする福岡、筑後、北九州・筑豊の三つの流通圏とし、また、食肉、花きについては、県内一円を一つの流通圏として設定する。

(1) 青果

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		品目	市場供給対象人口		市 場 取 扱 量		他の流通圏との重複区域	備 考
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
福岡 (No. 1)	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 古賀市 糸島市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 (7市、8町)	千人	千人	野菜	千人	千人	トン	トン	宗像市 福津市 (北九州・筑豊 流通圏)	※ 流通圏の基準年度人口は、平成20年10月1日現在人口に通勤・通学及び観光による人口移動を加味して算定 (以下、同じ) ※ 流通圏の目標年度人口は、国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」に通勤・通学及び観光による人口移動を加味して算定 (以下、同じ) ※ 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算定 (以下、同じ) ※ 市場供給率 <野菜> (%)
				果実	1,930	2,258	238,780	256,151		
筑後 (No. 2)	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 (10市、4町、1村)	934	907	野菜	695	607	85,936	68,845		市場供給率 <果実> (%)
				果実	642	483	38,716	27,451		
北九州・筑豊 (No. 3)	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宗像市 福津市 宮若市 嘉麻市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 (11市、18町、1村)	1,918	1,827	野菜	1,465	1,191	181,265	135,267		市場供給率 = $\frac{\text{市場取扱量}}{\text{需要量}}$ 需要量 = 流通圏人口 × 1人1年当たり需要量 1人1年当たり需要量は農林水産省「食料需給表」(粗食料)
				果実	1,323	994	79,853	56,541		
計	28市 30町 2村	5,117	5,040	野菜	4,090	4,056	505,981	460,263		
				果実	3,091	2,457	186,516	139,698		

	H20	H27
福岡	85.2	97.9
筑後	74.4	66.9
北九州・筑豊	76.4	65.2
県全体	79.9	80.5

	H20	H27
福岡	49.7	42.5
筑後	68.7	53.2
北九州・筑豊	69.0	54.4
県全体	60.4	48.7

(2) 水産物

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		市場供給対象人口		市 場 取 扱 量		他の流通 圏との 重複区域	備 考															
		平成20年度 (基準年度) 千人	平成27年度 (目標年度) 千人	平成20年度 (基準年度) 千人	平成27年度 (目標年度) 千人	平成20年度 (基準年度) トン	平成27年度 (目標年度) トン																	
福岡 (No. 1)	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 朝倉市 糸島市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 筑前町 東峰村 (10市、9町、1村)	2,502	2,539	1,885	2,001	107,463	98,056		※ 市場供給率 (水産物) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡</td> <td>75.4</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>筑後</td> <td>92.1</td> <td>90.4</td> </tr> <tr> <td>北九州 ・筑豊</td> <td>45.5</td> <td>43.5</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>67.8</td> <td>68.9</td> </tr> </tbody> </table> 市場供給率 = $\frac{\text{市場取扱量}}{\text{需要量}}$ 需要量 = 流通圏人口 × 1人1年当たり需要量 1人1年当たり需要量は農 林水産省「食料需給表」(粗 食料)		H20	H27	福岡	75.4	78.8	筑後	92.1	90.4	北九州 ・筑豊	45.5	43.5	県全体	67.8	68.9
	H20	H27																						
福岡	75.4	78.8																						
筑後	92.1	90.4																						
北九州 ・筑豊	45.5	43.5																						
県全体	67.8	68.9																						
筑後 (No. 2)	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 みやま市 大刀洗町 大木町 広川町 (9市、3町)	844	820	777	741	44,294	36,317																	
北九州 ・筑豊 (No. 3)	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 (9市、18町、1村)	1,771	1,681	806	732	45,959	35,868																	
計	28市 30町 2村	5,117	5,040	3,468	3,474	197,716	170,241																	

(3) 食 肉

品 目 別 流 通 圏 の 設 定

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		市 場 供 給 対 象 人 口		市 場 取 扱 量		他の流通 圏との 重複区域	備 考
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
全 県	県下全域 (28市 30町 2村)	千人 5,117	千人 5,040	千人 474	千人 529	トン 13,087	トン 13,973		※ 市場供給率 H20: 9.3%; H27:10.5% 市場供給率 = $\frac{\text{市場取扱量}}{\text{需要量}}$ 需要量 = 流通圏人口 × 1人1年当たり需要量 1人1年当たり需要量は農 林水産省「食料需給表」(粗 食料)

(4) 花 き

品 目 別 流 通 圏 の 設 定

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		品 目	市 場 供 給 対 象 人 口		市 場 取 扱 量		他の流通 圏との 重複区域	備 考
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
全 県	県下全域 (28市 30町 2村)	千人 5,117	千人 5,040	切花	千人 6,515	千人 7,571	千・球 291,235	千・球 283,907		※ 市場供給率 〈切花〉 H20:127.3%; H27:150.2% 〈鉢物〉 H20:243.1%; H27:362.9% 〈花壇苗〉 H20:249.3%; H27:314.7% 市場供給率 = $\frac{\text{市場取扱量}}{\text{需要量}}$ 需要量 = 流通圏人口 × 1人1年当たり需要量 1人1年当たり需要量は農 林水産省「花き卸売市場調査」 の全国卸売数量を総務省統 計局全国総人口で除したもの
				鉢物	千人 12,440	千人 18,288	千・球 27,366	千・球 23,775		
				花壇 苗	千人 12,757	千人 15,859	千・球 43,377	千・球 31,711		

3 卸売市場配置計画

卸売市場の配置については、消費人口や需要の動向、卸売市場の取扱状況や市場外流通の動向、生鮮食料品等の広域流通の進展、消費の質的变化などを勘案しながら、県内の卸売市場の適正かつ健全な運営が確保され県民への生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が図られるよう、次の基本方針に即して計画するものとする。

(1) 卸売市場配置の基本方針

品目別に設定された流通圏ごとに、当該品目の取扱を行う中央卸売市場を核とし、加えて地方卸売市場に地域における集荷力の強化を図る上で地域流通の拠点となる「地域拠点市場」を配置する。また、流通圏内の生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通に資するため、地方卸売市場のうち地域拠点市場に該当しない市場を「地域市場」として配置する。

中央卸売市場については、今後も全国規模の大型流通に対応する集散市場としての機能と役割を果たしうよう、中央卸売市場整備計画に即した整備を行うものとし、地方卸売市場については、流通の円滑化と市場経営の安定を図るため、引き続き統合整備を推進することを基本にし、産地や小売・消費者などへの情報受発信機能や地場産品の重要な販売拠点としての役割を果たすなど、独自の特色を発揮しうる市場づくりを推進するものとする。

なお、今回の中央卸売市場整備計画では、大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割分担の明確化を図り、効率的な流通ネットワークを構築するため、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中小規模の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う「中央拠点市場」を設置することとしている。

地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、以下のとおりとする。

- ① 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、15,000トン以上
- ② 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、7,000トン以上
- ③ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、2,000万本相当*以上 ※ 鉢物の鉢数については、1鉢につき8本の切花に換算

地域拠点市場が他の地方卸売市場と統合する場合には、当該統合が次に掲げる要件のすべてに適合していることが望ましい。

- ① 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。
- ② 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。
- ③ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第4条第2項の規定により、同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

(2) 取扱品目別の市場配置

ア 青果卸売市場

青果市場については、福岡、筑後、北九州・筑豊の各流通圏に、それぞれ福岡、久留米、北九州の各市の中央卸売市場が開設されているため、それらを流通圏の核と位置付けるとともに、筑後流通圏に1市場、北九州・筑豊流通圏に2市場、地域流通の拠点的作用を担うべき市場があるため、当該市場を地域拠点市場として配置する。

さらに、地域市場として、福岡流通圏に1市場を、筑後流通圏に3市場を、北九州・筑豊流通圏に1市場を配置する。

なお、この場合において、福岡市中央卸売市場西部市場及び同東部市場は、平成27年度末までに福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止することとし、統合後は、みなど香椎地区に新設することとする。

流通圏	第9次整備計画策定時				目標年度（平成27年度）			
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
福岡	3	1	－	4	1(1)	1	－	2
筑後	1	14(1)	－	15	1	4(1)	－	5
北九州・筑豊	1	4(2)	2	7	1	3(2)	－	4
合計	5	19(3)	2	26	3(1)	8(3)	－	11

※ 中央卸売市場欄のかつこ書は、中央拠点市場数で、内数
地方卸売市場欄のかつこ書は、地域拠点市場数で、内数

イ 水産物卸売市場

水産物市場については、福岡、筑後、北九州・筑豊の各流通圏に、それぞれ福岡、久留米、北九州の各市の中央卸売市場が開設されているため、それらを流通圏の核と位置付けるとともに、筑後流通圏には、地域流通の拠点的作用を担うべき1市場があるため、当該市場を地域拠点市場として配置する。

さらに、地域市場として、福岡流通圏に3市場を、筑後流通圏に2市場を、北九州・筑豊流通圏に5市場を配置する。

流通圏	第9次整備計画策定時				目標年度（平成27年度）			
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
福岡	1	3	1	5	1(1)	3	1	5
筑後	1	3(1)	－	4	1	3(1)	－	4
北九州・筑豊	1	5	－	6	1	5	－	6
合計	3	11(1)	1	15	3(1)	11(1)	1	15

※ 中央卸売市場欄のかつこ書は、中央拠点市場数で、内数
地方卸売市場欄のかつこ書は、地域拠点市場数で、内数

ウ 食肉卸売市場

食肉市場については、県内に1市場が開設されているため、全県流通圏に1市場を配置する。

流通圏	第9次整備計画策定時			目標年度（平成27年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
全県	1	－	－	1	1	－	－	1

エ 花き卸売市場

花き市場については、県内には中央卸売市場が開設されていないが、流通の広域化により九州・山口を商圏とし拠点的作用を果たしている5市場があるため、当該市場を地域拠点市場として位置付けるとともに、地域市場4市場を配置する。

流通圏	第9次整備計画策定時			目標年度（平成27年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
全県	－	10(2)	－	10	－	9(5)	－	9

※ 地方卸売市場欄のかつこ書は、地域拠点市場数で、内数

(3) 配置計画の推進方策

配置計画の推進に当たっては、適正な取引の推進、関係事業者の円滑な受け入れ、当該市場に係る地方公共団体の行政・財政状況、地域の実情などを総合的に勘案するほか、次の事項に留意するものとする。

ア 公設又は事業協同組合等での整備について十分考慮すること。
 イ 民営市場、卸売業者の統合に当たっては、その円滑な推進のため、市場関係団体等との緊密な連携を図るとともに、関係事業者による地区協議会、合併推進協議会の設置促進に努めること。

ウ 流通の拠点性を高めるため、必要に応じ総合市場としての整備を考慮すること。

エ 地域拠点市場のうち、流通の広域化により取扱数量が増加している卸売市場については、今後益々、売り場施設や駐車施設が手狭となるとともに貯蔵・保管施設等の不足も予想されることから、事前に、十分な売り場確保について考慮すること。特に都市部においては、周辺住民の安全・安心に配慮し、移転等も視野に検討すること。

オ ㈱日本政策金融公庫食品流通改善資金等の融通のあっせんを行うなど、施設整備における資金面の援助に努めること。

卸売市場配置計画

(注) 市場名欄中、地方卸売市場を[地]と略記する。また、区分欄中、中央卸売市場、公設地方卸売市場、第3セクター方式地方卸売市場、その他の民営地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ中、公、準公、民、小規模と略記し、記載する。

青果卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備の方針					卸売市場 整備地区 指定	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前	目標年度 以降		
福岡 1	福岡市	福岡市	1 福岡市中央卸売市場青果市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり (中央拠点市場)	中	青果	27			
		〃	2 福岡市中央卸売市場西部市場	中							
		〃	3 福岡市中央卸売市場東部市場	中							
	春日市	春日市	4 博多青果[地]	民	存置整備	民	〃	27			
筑後 2	久留米市	久留米市	5 久留米市中央卸売市場(青果部)	中 民 民 民	統合	中	〃	27			
		〃	6 久留米[地]高村青果花卉市場(青果部)								
		〃	7 久留米センター青果[地]								
		小郡市	8 三井青果[地]								
	朝倉市・ うきは市 又はその周辺	朝倉市	9 (株)朝倉青果市場[地]	民 民 民 民	統合	民	〃	27			
		〃	10 甘木青果[地]								
〃		11 (株)新朝羽青果[地]									
うきは市		12 浮羽青果[地]									
八女市	八女市	13 [地](株)八女中央青果市場	民 民	統合	民	〃	27				
	〃	14 八女青果[地]									
柳川市 又はその 周辺	みやま市	15 山門青果[地]	民 民 民 民	統合	民	〃	27				
	柳川市	16 柳川青果[地]									
	〃	17 (株)大高合同青果[地]									
	〃	18 (株)柳川大同青果[地]									
大牟田市	大牟田市	19 大牟田丸果[地]	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27				
北九州 ・筑豊 3	北九州市	北九州市	20 北九州市中央卸売市場(青果部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	〃				
	飯塚市	飯塚市	21 飯塚市[地](青果部)	公	地域拠点市場として整備	公	〃	27			
	中間市	中間市	22 [地]北九州青果(株)西部支店	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27			
	行橋市 又はその 周辺	行橋市	23 [地]北九州青果(株)南部支店	民 民 民 民	統合	民	〃	27			
荏田町		24 荏田青果市場(小規模)									
豊前市		25 豊前小規模卸売市場(小規模)									
築上町		26 [地]椎田青果市場									

□ 水産物卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備の方針				卸売市場 整備地区 指定	備考	
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前			目標年度 以降
福岡 1	福岡市	福岡市	1 福岡市中央卸売市場鮮魚市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり (中央拠点市場)	中	水産物	27			
		〃	2 [地] 福岡市漁協志賀島支所魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
		〃	3 [地] 姪浜魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
	糸島市	糸島市	4 [地] 糸島魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
	朝倉市	朝倉市	5 甘木魚市場 (小規模)	民	存置整備	民	〃	27			
筑後 2	久留米市	久留米市	6 久留米市中央卸売市場 (水産物部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	〃	27			
	八女市	八女市	7 [地] 八女魚市場	民	統合	民	〃	27			
	柳川市	柳川市	8 [地] 筑後中部魚市場	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27			
	大牟田市	大牟田市	9 [地] 大牟田魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
北九州 ・筑豊 3	北九州市	北九州市	10 北九州市中央卸売市場 (水産物部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	〃				
		〃	11 [地] 豊前海北部漁協柄杓田魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
	飯塚市・直方市・田川市又はその周辺	飯塚市	12 飯塚市 [地] (水産物部)	公	統合	公・準公又は民	〃		○		
		福智町	13 [地] 筑豊魚市場	民							
	中間市	中間市	14 [地] 遠賀魚市場	民	存置整備	民	〃	27			
行橋市	行橋市	15 [地] 行橋市魚市場	公	存置整備	公	〃	27				

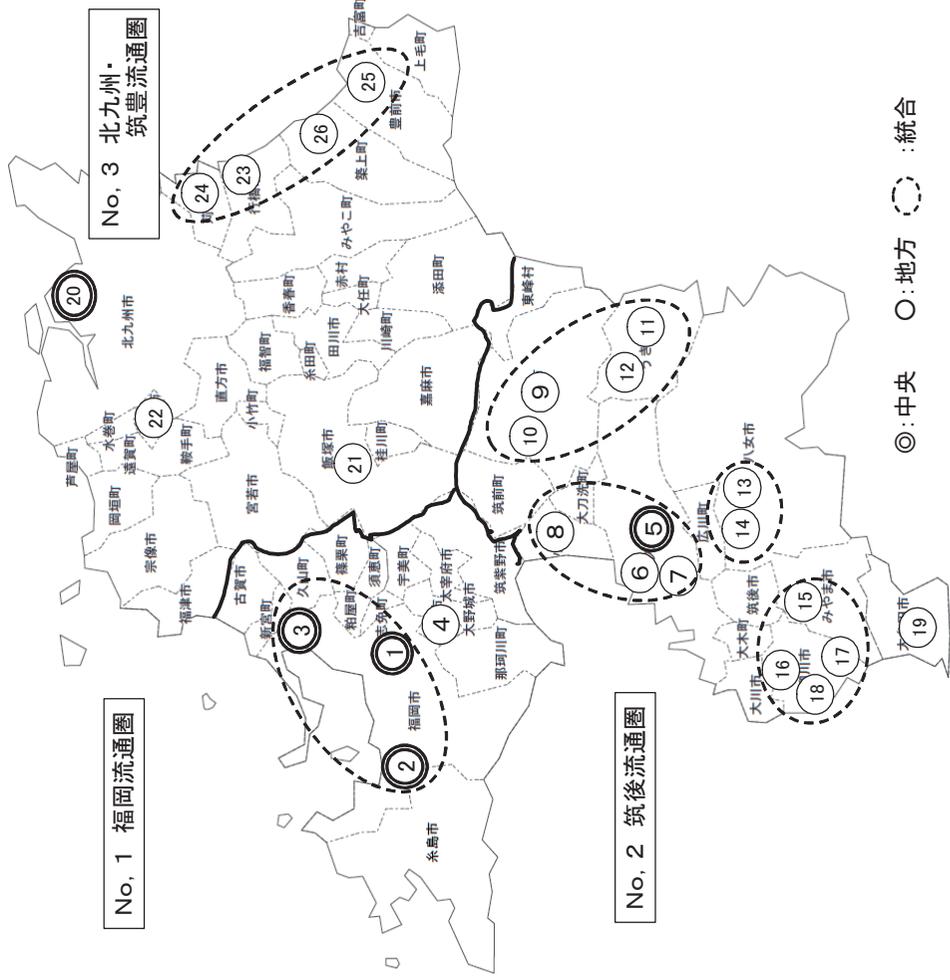
□ 食肉卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備の方針					卸売市場 整備地区 指定	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前	目標年度 以降		
全 県	福岡市	福岡市	1 福岡市中央卸売市場食肉市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	食肉	27			

□ 花き卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備の方針					卸売市場 整備地区 指定	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前	目標年度 以降		
全 県	福岡市	福岡市	1 [地] 福岡花市場	民	地域拠点市場として整備	民	花き	27			
	筑紫野市	筑紫野市	2 [地] 九州日観植物取引所	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27			
	久留米市	〃	3 久留米 [地] 高村青果花卉市場 (花き部)	民	統 合	民	〃	27			
			4 久留米花卉園芸 [地]	民	地域拠点市場として整備						
	〃	〃	5 久留米市植木農協 [地]	民	存置整備	民	〃	27			
	〃	〃	6 久留米市 [地] 田主丸流通センター	公	存置整備	公	〃	27			
	大牟田市	大牟田市	7 [地] 大牟田花市場	民	存置整備	民	〃	27			
	北九州市	〃	8 [地] 北九州花市場	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27			
			9 [地] (株) 北九州フラワー流通センター	民	地域拠点市場として整備	民	〃	27			
	飯塚市	飯塚市	10 飯塚市 [地] (花き部)	公	存置整備	公	〃	27			

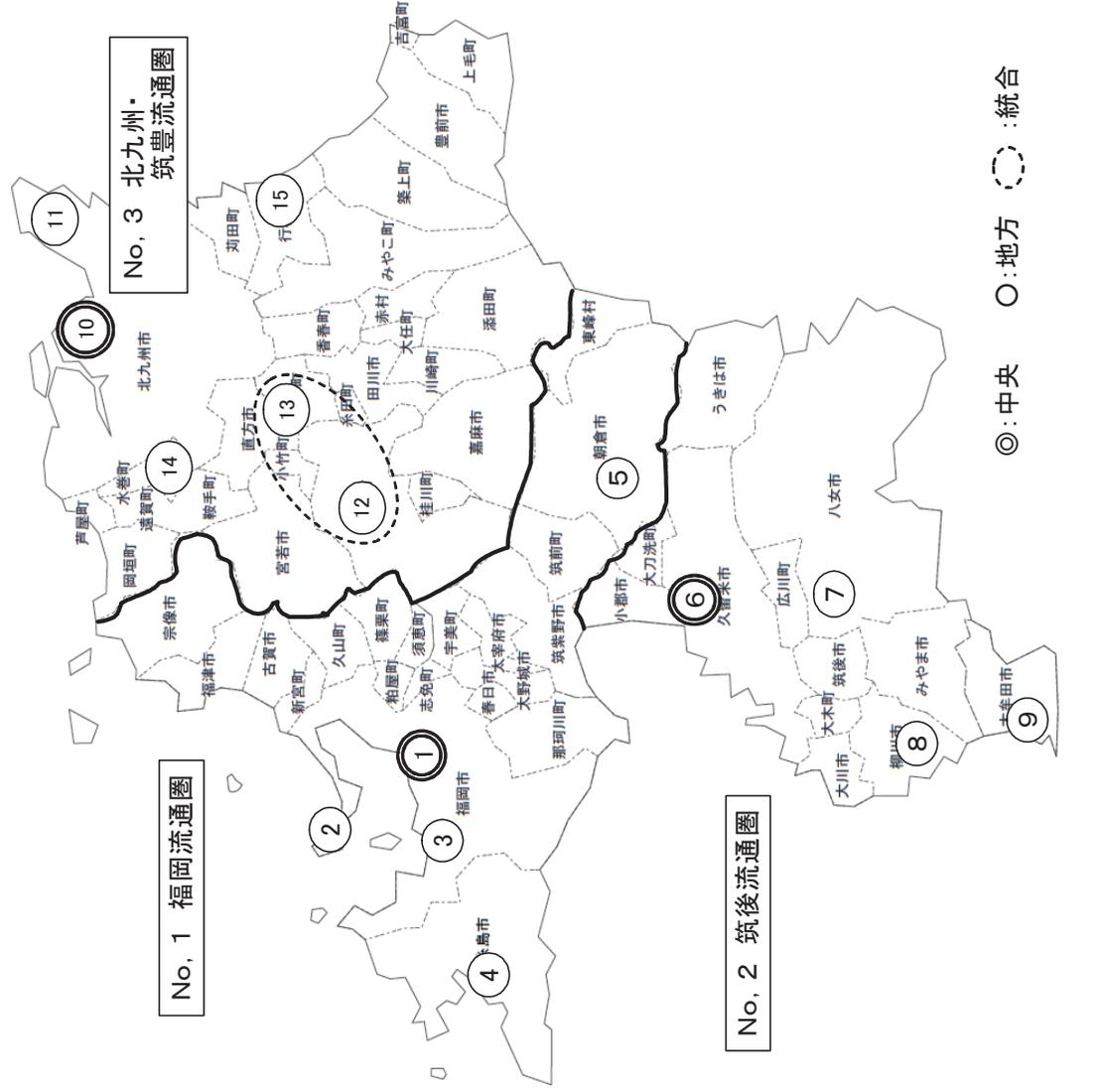
卸売市場現況図(青果)



No. 1 福岡流通圏	No. 2 筑後流通圏	No. 3 北九州・筑豊流通圏
1 福岡市 [中] 青果市場	5 久留米市 [中] (青果部)	20 北九州市 [中] (青果部)
2 福岡市 [中] 西部市場	6 久留米 [地] 高村青果花卉市場 (青果部)	21 飯塚市 [地] (青果部)
3 福岡市 [中] 東部市場	7 久留米センター青果 [地]	22 [地] 北九州青果(株)西部支店
4 博多青果 [地]	8 三井青果 [地]	23 [地] 北九州青果(株)南部支店
	9 (株)朝倉青果市場 [地]	24 苅田青果市場(小規模)
	10 甘木青果 [地]	25 豊前(小規模)
	11 (株)新朝羽青果 [地]	26 [地] 椎田青果市場
	12 浮羽青果 [地]	
	13 [地] (株)八女中央青果市場	
	14 八女青果 [地]	
	15 山門青果 [地]	
	16 柳川青果 [地]	
	17 (株)大高合同青果 [地]	
	18 (株)柳川大同青果 [地]	
	19 大牟田丸果 [地]	

※ 中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ [中]、[地]、(小規模) と略記

卸売市場現況図(水産物)



No.1 福岡流通圏	No.2 筑後流通圏	No.3 北九州・筑豊流通圏
1 福岡市 [中] 鮮魚市場	6 久留米市 [中] (水産物部)	10 北九州市 [中] (水産物部)
2 [地] 福岡市漁協志賀島支所魚市場	7 [地] 八女魚市場	11 [地] 豊前海北部漁協柄杓田魚市場
3 [地] 姪浜魚市場	8 [地] 筑後中部魚市場	12 飯塚市 [地] (水産物部)
4 [地] 糸島魚市場	9 [地] 大牟田魚市場	13 [地] 筑豊魚市場
5 甘木魚市場 (小規模)		14 [地] 遠賀魚市場
		15 [地] 行橋市魚市場

※ 中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ [中]、[地]、(小規模) と略記

卸売市場現況図（食肉・花き）



[食 肉]

全	県	1	福岡市 [中] 食肉市場
---	---	---	--------------

[花 き]

全		県	
1	[地] 福岡花市場	5	久留米市植木農協 [地]
2	[地] 九州日観植物取引所	6	久留米市 [地] 田主丸流通センター
3	久留米 [地] 高村青果花卉市場 (花き部)	7	[地] 大牟田花市場
4	久留米花卉園芸 [地]	8	[地] 北九州花市場
		9	[地] (㈱北九州フラワー流通センター)
		10	飯塚市 [地] (花き部)

※ 中央卸売市場及び地方卸売市場をそれぞれ [中]、[地] と略記

第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うこと。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保される用地の形態であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類の種類に関する事項

施設の種類の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設
駐車施設
貯蔵・保管施設
輸送・搬送施設
衛生施設
情報・事務処理施設
管理施設
加工処理施設
福利厚生施設
関連事業施設

以上の施設に付帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水場・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保する。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者や実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法

(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。また、中央卸売市場においては、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等を考慮しつつ、中央卸売市場ごとに数値目標や方針を策定すること。
- (2) よりきめ細かなサービスを求め大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリアルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。
- (3) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。また、中央卸売市場においては、温室効果ガスの削減に向けて、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分踏まえた上で、数値目標や方針を策定し、計画的に取り組むこと。
- (4) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立地化等に努めること。特に、大都市圏の卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置とすること。
- (5) 大規模増設政策等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。また、(1)の低温（定温）管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (6) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (7) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (8) 卸売市場運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
 - ① 取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
 - ② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (9) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

- (10) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

第5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、これを遵守すること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各卸売市場においては市場取引委員会の場合を活用して十分な論議を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサブプライチェーンマネジメントシステム(商品供給最適管理システム)の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会等の場で十分な議論を行うこと。
- (4) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (5) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な論議を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- (6) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組む、卸売市場における適正な取引環境の形成に努め

ること。

- (7) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。
- (8) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。
- (9) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めること。
- なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。
- (10) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等によりコンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮きょうやナイフの消毒等に取り組む。

第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

1 卸売業者

(1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

（単位：百万円）

市場別	部類別		
	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
中央卸売市場	250	380	160
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	130	160	80

（注）この表に示す水準は、中央卸売市場については平成20年度、地方卸売市場については平成19年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

(2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善を図ること。また、開設者等は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行うこと。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

(3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

(4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育及び熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。

(5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化と生産者及び実需者との連携を深めることにより、国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。

(6) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実の充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

2 仲卸業者

(1) 経営の発展を図るため、業者数の大幅な縮減を図ることを基本とし、卸売市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等により業者数の縮減を図ること

と。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の目標（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

（単位：百万円）

部類別		青果物	水産物	花き
市場別		仲卸業者	仲卸業者	仲卸業者
中央卸売市場		100	100	70
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)		90	80	50

（注）この表に示す水準は、平成20年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 営業状況の悪化に対処し、業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき経営の早期改善を図ること。また、卸売市場の信用力を維持する観点から、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入れニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者及び実需者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。
- (5) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

3 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 大規模小売業者、専門小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。
- (2) 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。
- (3) 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。
- (4) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (5) 予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

第7 その他

1 中央卸売市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から、それぞれの卸売市場の位置付け・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備、コストを含めた市場運営のあり方等を明確にし、経営展望を策定するなど、卸売市場としての経営戦略を確立する。

また、中央卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入し、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うことに十分留意する。その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等を期待できる地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき事業管理者等の活用も視野に入れて対応する。また、開設者は、施設の整備と維持管理、市場関係者への指導監督にとどまらず、市場関係者と一体となった市場運営に対する取組を行う。

2 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図る。

3 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。

4 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい塵埃処理施設及び汚水処理施設の整備に努める。

5 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上で重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

6 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を的確に継続できるような体制の確立に努める。また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努める。

7 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということをも前提として、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意して、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供にも十分配慮する。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。

8 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を公表するとともに、広く

消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努める。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は横込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行う。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1+a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成23年12月26日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 葵工業	福岡県朝倉郡筑前町 篠隈138-12	久保 光一	平成18年12月27日 福岡県知事許可（般-18） 第87034号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成24年1月16日から平成24年1月22日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実

有限会社葵工業は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定に

よる特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年1月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成23年12月26日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 岡部建設	福岡県朝倉郡筑前町 四三嶋1181-2	岡部 好幸	平成23年6月27日 福岡県知事許可（般-23） 第100981号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成24年1月16日から平成24年1月22日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社岡部建設は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

教育委員会

公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第3条の規定に基づき、福岡県青少年科学館の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地	福岡県青少年科学館運営グループ（代表団体 財団法人福岡県教育文化奨学財団）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール及び福岡県馬術競技場の指定管理者を指定したので、同条例第7条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号	財団法人福岡県スポーツ振興公社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県立総合プール	福岡市博多区千代1丁目17番1号	西部ガスグループ共同事業体（代表団体 西部瓦斯株式会社）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地	福岡県馬術連盟	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第3条の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成24年1月11日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立久留米スポーツセンター	鹿児島市宇宿2丁目18番27号	セイカスポーツ・鹿島建物共同事業体（代表団体 株式会社セイカスポーツセンター）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年1月11日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
-----	------	------

平成24年4月10日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成24年4月11日(水)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成24年3月12日(月)から同年3月14日(水)までの午前9時00分から午後5

時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に

検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日进行を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（追加募集）を次のとおり実施する。

平成23年12月22日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

職種・区分	職務内容	採用時勤務 予定場所	受験資格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等 の配布場所	試験の 申込先	その他
									発表日	発表の方法				
保健師	保健師業務	保健福祉環 境事務所等		保健師免許を有す る者又は平成24年5 月までに免許を取得 する見込みの者	昭和57年4月2日以 降に生まれた者	日本国籍を有 する者、又は日 本国籍を有しな い者であっても 、現に日本に永 住している者	第1次 1月29日 教養試験 専門試験	福岡市	第1次	2月中旬	福岡県庁 舎行政棟北 側告知板及 び福岡県人 事委員会事 務局に合格 者の受験番 号を掲示す る。 合格者には 書面で通知 する。	①持参又は郵送 の場合は、平成 24年1月4日か ら平成24年1月 16日まで なお、郵送に よる申込みは平 成24年1月16日 までの消印のある ものに限る。 ②インターネット の場合は、平 成24年1月4日 から平成24年1 月11日まで	福岡県人事委員 会事務局 ②福岡県庁1階総 合案内、県民情 報センター ③アクロス福岡2 階文化観光情報 ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラ ザ ⑤東京、大阪の各 福岡県事務所 ⑥県内の県の出先 機関 ・県税事務所（博 多、北九州東、 北九州西、田川 、飯塚・直方、 久留米） ・保健福祉環境事 務所（宗像・遠 賀、南筑後） ・保健福祉事務所 （糸島） ・農林事務所（福 岡、朝倉、八幡、 筑後、行橋） ・県土整備事務所 （福岡、南筑後 、直方、京築、 八女、那珂）	福岡県 人事委員 会事務局 この試 験の問 い合 わせは 、福岡 県人 事委員 会事務 局に行 うこと 。 試験の 詳細に ついて は、別 に試験 案内を 交付す る。
									第2次	2月下旬				
研究職員 (衛生学)	保健情報（地 域がん登録など ）の評価・分析	保健環境研 究所等	保健疫学、公 衆衛生学、統 計学に関する 学科	大学院（修士課程 又は博士課程前期） において、左に掲げ る学科等を修めて修 了した者若しくは平 成24年3月までに修 了見込みの者又はこ れと同等以上の能力 を有する者	①昭和51年4月2日か ら昭和63年4月1日ま でに生まれた者 ②昭和63年4月2日以 降に生まれた者であ って、大学院（修士課程 又は博士課程前期）に おいて、左に掲げる学 科等を修めて修了した 者又は平成24年3月ま でに修了見込みの者	日本国籍を有 する者、又は日 本国籍を有しな い者であっても 、現に日本に永 住している者	第1次 2月12日 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	2月下旬	①持参又は郵送 の場合は、平成 24年1月10日か ら平成24年1月 20日まで なお、郵送に よる申込みは平 成24年1月20日 までの消印のある ものに限る。 ②インターネット の場合は、平 成24年1月10日 から平成24年1 月17日まで	※ ①については 郵送による申込 用紙の請求もで きる。		
									第2次	3月上旬			人物試験 身体検査 資格調査	第2次

(注1) この試験を受験できない者

- ・地方公務員法第16条に該当する者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいう。